

山武郡市広域水道企業団配水管布設工事申請者施行要綱

制定 平成30年12月17日
最終改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例（平成10年条例第1号）第4条第2項第1号に定める配水管布設工事において、山武郡市広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）から給水を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、その全部又は一部を企業長に代わって施行（以下「申請者施行」という。）する場合に必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 申請者は、申請者施行をしようとするときは、企業長に配水管布設工事申請者施行申請書（別記第1号様式）を提出するものとする。

(承認基準等)

第3条 企業長は、配水管布設工事申請者施行申請書の提出があったときは、次の各号について審査し申請者施行が適当と認められる場合は、配水管布設工事申請者施行承認通知（第2号様式）により通知するものとする。

- (1) 工事の設計者は、山武郡市広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に「測量・コンサルタント」で登載された者でなければならない。ただし、造成面積20,000平方メートル未満又は給水戸数50戸未満の配水管布設工事の設計は、資格者名簿に登載され、かつ水道工事の実績を有し、企業長が認めた者が行うことができる。
- (2) 工事の施工者は、資格者名簿に登載された者とし、かつ水道工事の実績を有し、企業長が認めた者でなければならない。
- (3) 工事の設計及び施工は、企業長が別に定める「配水管布設工事申請者施行仕様書」（以下「仕様書」という。）によったものでなければならない。

(工事の指導)

第4条 企業長は、工事の立会い、材料の確認その他必要な指示を行うため、監督員を置くものとする。

(工事の変更)

第5条 申請者は、工事に変更が生じ又は生じるおそれがある場合は、速やかに配水管布設工事申請者施行変更届出書（第3号様式）を提出するものとする。

- 2 企業長は、前項の変更内容が適当と認められるときはこれを承認するものとする。

(施設の確認検査)

第6条 申請者は、工事が完成したときは配水管布設工事申請者施行施設確認申請書（第4号様式）を企業長に提出し、当該施設の確認検査を受けなければならない。

- 2 企業長は、前項の申請書の提出があったときは、山武郡市広域水道企業団建設工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第1条から第11条（第9条第1号及び第2号を除く。）の規定を準用し確認検査を行うものとする。ただし、検査要綱第9条に規定する「工事完成（出来形・中間）検査復命書」及び同条第3号「手直し工事指示書」については、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 工事等確認検査復命書 第4号の1様式
 - (2) 手直し工事指示書 第6号様式

- 3 企業長は、前項の確認検査の結果完成を確認したときは配水管布設工事申請者施行施設確認通知（第5号様式）により申請者に通知するものとし、施設課長は、確認検査終了通知（第5号の1様式）により業務課長に通知するものとする。

（施設の譲渡）

第7条 申請者は、前条第3項により確認通知を受けた施設については、配水管布設工事申請者施行施設譲渡申請書（第7号様式）を提出し当該施設を譲渡するものとする。

- 2 企業長は、前項により譲渡申請のあった施設について、譲受することが適当と認められた場合は、配水管布設工事申請者施行施設譲受承諾書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（不適合責任）

第7条の2 企業長は、前条の規定により譲り受けることとした施設が仕様書に適合していないとき（以下「不適合」という。）は、申請者に対してその修補等について請求することができるものとする。

- 2 前項の不適合に係る修補等の請求は、前条の規定により譲り受けた日から2年以内でなければ行うことができない。ただし、その不適合が申請者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

（見積価額）

第8条 山武郡市広域水道企業団会計規程（平成20年規定第2号）第73条第1項第3号の見積価額は企業団が積算する工事費総額とする。

- 2 譲渡を受ける資産のうち、土地及び当該施設に係る他の権利は、その旨を証する図書に基づき必要に応じ別に積算するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

（配水管申請者施行要綱の廃止）

- 2 山武郡市広域水道企業団配水管申請者施行要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

申請者 住 所
氏 名 印

配水管布設工事申請者施行申請書

年 月 日付けで承認申請（受付番号：第 号）した
地先の給水装置工事に伴う配水管布設工事については、下記
事項を遵守いたしますので申請者施行を承認願いたく、設計図書及び関係書類を添
付して申請します。

記

- 1 工事完了後は、当該配水管及び付属施設はすべて企業団に無償で譲渡し、一切の権利を放棄します。なお、当該施設の管理に係る必要な土地及び当該施設から生じた他の権利等がある場合には、双方協議して必要に応じてこれを譲渡いたします。
- 2 工事の施工に係る一切の費用は当方において負担いたします。
- 3 本工事の施工に当っては、企業団の指示に従い誠実に実施いたします。
- 4 本工事に関連して第三者に与えた損害については、すべて当方で処理いたします。
- 5 当該施設の不適合に係る修補等については、譲渡後2年以内（故意又は重大な過失の場合は10年以内）に企業団から請求があった場合、すべて当方の責任で処理いたします。

第2号様式

第 号
年 月 日

様

山武郡市広域水道企業団
企業長

配水管布設工事申請者施行承認通知

年 月 日付けで申請のありました下記の配水管布設工事について、
別添設計書のとおり施行することを条件に申請者施行とすることを承認します。

記

工 事 名

第3号様式

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

申請者 住 所
氏 名 印

配水管布設工事申請者施行変更届出書

年 月 日付け 第 号 をもって承認通知のありました配水管布設工事申請者施行について、下記のとおり変更したく届出いたします。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 変 更 内 容
- 4 変 更 理 由

第4号様式

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

申請者 住 所
氏 名 印

配水管布設工事申請者施行施設確認申請書

年 月 日付け 第 号 をもって承認通知のありました配水管布設工事が下記のとおり完成したので、確認願いたく申請いたします。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 完 成 年 月 日
- 4 関 係 図 書

第4号の1様式

工事等確認検査復命書

企業長

様

検査員

㊟

私は、命により 年 月 日に、下記申請者施行工事の確認検査をしたところ概要は次のとおりでしたので、復命します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
完成年月日		
申 請 者 名		
代 理 人		
<施設内訳>		
検 査 結 果	1 申請図書のとおり完成を認める。 2 別紙、手直し工事指示書のとおり改修（改造）を必要とする。 年 月 日 検査員 ㊟	
	手直し工事指示書のとおり完成を認める。 年 月 日 検査員 ㊟	
検 査 立 会 人	企業団側	申請者側

第5号様式

第 号
年 月 日

様

山武郡市広域水道企業団
企業長

配水管布設工事申請者施行施設確認通知

年 月 日付けで申請のありました下記施設については、完成を確認したので通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 完 成 年 月 日
- 4 施 設

第5号の1様式

確認検査終了通知書

第 号
年 月 日

業務課長様

施設課長

申請者施行で行った下記の配水管布設工事について、確認検査が終了したので通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	～
完成年月日	
申 請 者 名	
代 理 人	
<施設内訳>	

第 号
年 月 日

様

山武郡市広域水道企業団
企業長

手直し工事指示書

年 月 日確認検査の結果、下記のとおり手直しを必要とするので
措置(補修又は改造)してください。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
申 請 者 名		
代 理 人		
手直し工事期限		
立 会 人	企業団側	申請者側
手直し工事 指示事項		
備 考		

第7号様式

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

申請者 住所
氏名 印

配水管布設工事申請者施行施設譲渡申請書

年 月 日付け 第 号 をもって確認通知のありました下記施設については、これを無償で譲渡したく申請いたします。

なお、当該施設の不適合に係る修補等については、譲渡後2年以内（故意又は重大な過失の場合は10年以内）に企業団から請求があった場合、すべて当方の責任で処理いたします。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 施 設 別添のとおり
- 4 土地、権利等

第8号様式

第 号
年 月 日

様

山武郡市広域水道企業団
企業長

配水管布設工事申請者施行施設譲受承諾書

年 月 日付けで譲渡申請のありました下記施設については、譲り受けることを承諾します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 施 設

配水管布設工事申請者施行仕様書

制定 平成30年12月27日
最終改正 令和3年4月1日

第1章 総則

(適用範囲)

- 1-1 この仕様書は、山武郡市広域水道企業団配水管布設工事申請者施行要綱に基づく配水管布設工事（以下「申請者施行工事」という。）に適用する。

(基本事項)

- 1-2 申請者施行工事の申請者（以下「申請者」という。）は、申請者施行工事の設計・施工に際しては、山武郡市広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）が別に定める設計基準、標準図集、水道工事標準仕様書及び本仕様書並びに企業長の指示に従い行わなければならない。

(委任)

- 1-3 申請者は、工事の設計・施工を第三者に委任しようとする場合は、委任状（別記第1号様式）を企業長に提出しなければならない。

(現場管理)

- 1-4 申請者は、当該工事の管理を行なうため、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を選任し、主任技術者等選任通知書（第2号様式）を企業長に提出しなければならない。
なお、選任した現場代理人は現場に常駐させなければならない。

(着工)

- 1-5 工事の施工者は、工事に着工するときは、企業長に着工届（第3号様式）を提出しなければならない。

(現場立入り)

- 1-6 企業長は、必要に応じ申請者の現場に立ち入ることができるものとし、申請者はこれを拒むことができない。

(材料確認)

- 1-7 申請者は、当該工事に使用する水道資材について、水道工事標準仕様書に従い材料確認願を提出し、企業長の確認を受けなければならない。

第2章 設計

(配水管の埋設位置)

- 2-1 道路の地下部分の占用場所については、道路管理者と協議の上決定するものとする。

(私道埋設)

- 2-2 申請者は、私道敷内に配水管を布設する場合は、道路としての形態が整い、境界が明確であることを確認の上、土地所有者の私道敷内配水管埋設承諾書（第4号様式）を企業長に提出しなければならない。

(土被り)

- 2-3 埋設管の土被りは別に定める「公道部分の給・配水管施工方法について」によるものとする。ただし、軌道敷、河川敷等の横断箇所及び特殊な箇所における土被りは、当該管理者と協議の上、決定するものとする。

(支障物)

- 2-4 工事の施工に際し、支障となる構造物が考えられる場合は、企業長に報告し、設計図書に明記すること。

第3章 製図・写真

(設計図)

- 3-1 設計図は、水道工事標準仕様書の完成図作成要領に準じて作成すること。

(完成図)

- 3-2 完成図は、水道工事標準仕様書の完成図作成要領により作成し電子媒体1部及び複写2部を提出すること。

(工事写真)

- 3-3 工事写真の撮影は、水道工事標準仕様書の工事記録写真撮影要領により行うこと。

第4章 資材

(資材)

- 4-1 山武郡市広域水道企業団器材審査委員会で承認した器材及び製造業者の資材を使用すること。

別記第1号様式

委 任 状

年 月 日

山武郡市広域水道企業団

企業長 様

申請者

1. 工事名

2. 工事場所

上記工事に必要な一切の権限を下記業者に委任いたします。

設計業者 住 所
社 名
代 表 者
業 種
許可番号

施行業者 住 所
社 名
代 表 者
業 種
許可番号

第2号様式

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

住 所
氏 名 ⑩

主任技術者等選任通知書

このことについて、年 月 日付け 第 号で承認通知のありました申請者施行工事に関し、下記の者を選任したので配水管布設工事申請者施行仕様書第1章1-4号の規定により通知します。

記

工 事 名 : _____

	現場代理人	主任技術者 監理技術者	専門技術者
氏 名			
現 住 所			
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資 格			

※ 添付書類

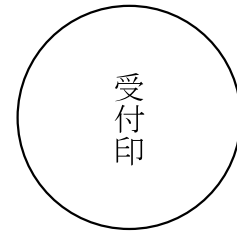
主任技術者、監理技術者及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。

例 許可書の写し、健康保険証の写しなど

1. 主任技術者、監理技術者の欄は、区分に応じて一方を抹消すること。
2. 監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。

第3号様式

年 月 日



着 工 届

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 承 認 年 月 日 年 月 日

4. 着 工 年 月 日 年 月 日

5. 完 成 予 定 年 月 日 年 月 日

上記のとおり着工しますのでお届けします。

年 月 日

受注者 住 所

氏 名

山武郡市広域水道企業団

企業長 様

権 利 関 係 調 査 書 No.

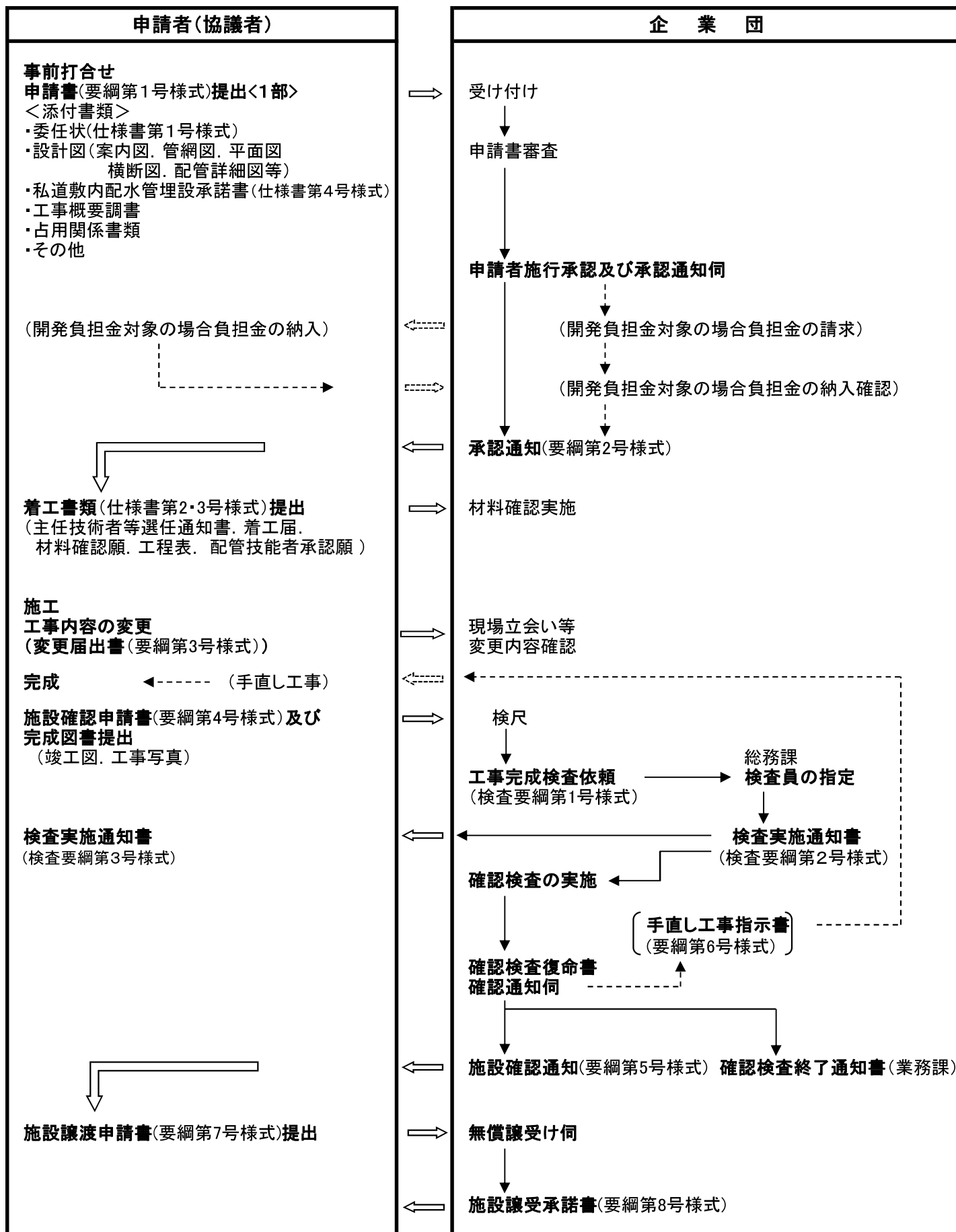
1	土地の表示	
	所有者の氏名	
	配水管理設承諾書	有 無
	備 考	
2	土地の表示	
	所有者の氏名	
	配水管理設承諾書	有 無
	備 考	
3	土地の表示	
	所有者の氏名	
	配水管理設承諾書	有 無
	備 考	
4	土地の表示	
	所有者の氏名	
	配水管理設承諾書	有 無
	備 考	
5	土地の表示	
	所有者の氏名	
	配水管理設承諾書	有 無
	備 考	
6	土地の表示	
	所有者の氏名	
	配水管理設承諾書	有 無
	備 考	
判 定 (別紙判定基準)		権利判定基準 号の規定により承認する。

権利関係調書判定基準

私道敷内配水管埋設承諾書（以下「承諾書」という。）提出に伴う施工の承認は、次の基準で行う。

- 1 権利者を明確に示す関係書類が添付されていること。
- 2 土地の表示及び所有者名等記載内容に誤りがないこと。
- 3 複数の地権者が存在する私道で全地権者の承諾書の提出が困難なときは、過半数を超える地権者の承諾書の提出があり、かつ、他の地権者の未提出の理由がやむを得ぬ事情によるものと判断されること。
- 4 地権者が、所在不明など管理者としての実質を失っていることが証明され、かつ、現在、当該私道を実質上管理していることが証明される者の承諾書が提出されたとき。
- 5 その他、承諾者の未提出理由がやむを得ぬ事情によるものであることが証明され、かつ、公共の福祉の観点から施工承認の必要があると企業団が判断したとき。

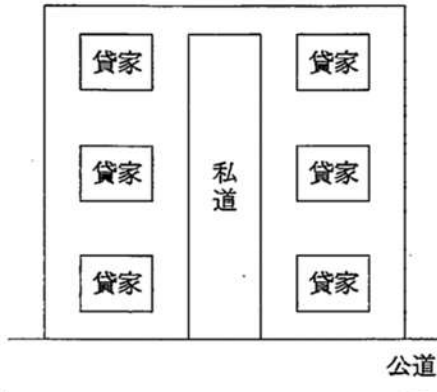
配水管布設工事申請者施行フロー



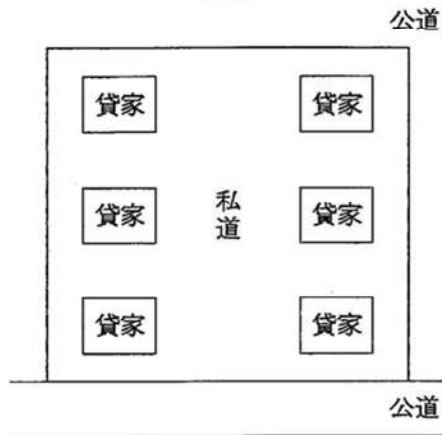
私道部配水管の管理区分

私道に当局管理に属する配水管（補助管）の布設を不可とする場合の例示

例（１）



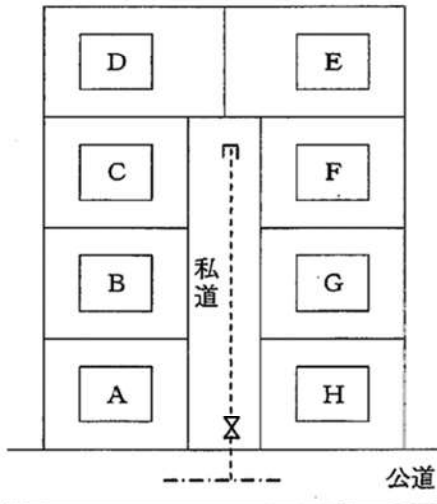
例（２）



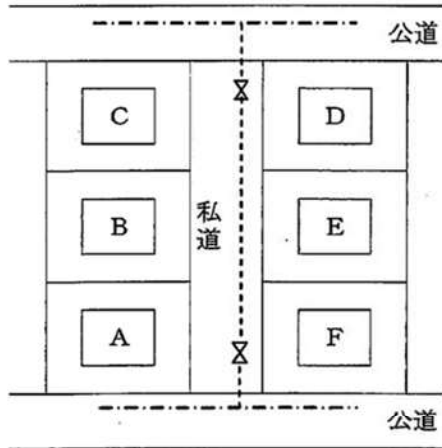
※当該私道を利用する宅地又は家屋所有者が1人の場合、埋設不可
給水装置（民有地扱い）として処理すること。

私道に当局管理に属する配水管（補助管）の布設を可とする場合の例示

例（３）



例（４）



※当該私道を利用する宅地又は家屋所有者が各々異なる場合は埋設可